

湖北広域行政事務センター
一般廃棄物処理基本計画
(骨子)

令和7年2月

湖北広域行政事務センター

目次

第1編 共通編	1
第1章 総論	1
第1節 計画改定の目的	
第2節 計画の位置付け	
第3節 計画の範囲	
第4節 計画目標年度	
第2章 地域の概況	
第1節 位置	
第2節 人口動態	
第2編 ごみ処理基本計画編	6
第1章 ごみ処理の現状及び課題	6
第1節 ごみ処理体制	
第2節 ごみ処理の実績	
第3節 ごみ処理の評価	
第4節 ごみ処理の課題	
第2章 ごみ処理基本計画	9
第1節 基本理念及び基本方針	
第2節 ごみ排出量及び処理量の見込み	
第3節 ごみ発生・排出抑制等のための方策	
第4節 ごみの適正な処理等に関する基本的事項	
第3章 ごみ処理の施設の整備に関する事項	
第1節 施設整備の基本理念	
第2節 現有施設の概況	
第3節 新施設の概要	
第4章 その他事項	
第1節 その他ごみ処理に関し必要な事項	
第2節 進行管理	
第3節 計画実施スケジュール	
第3編 生活排水処理基本計画編	12
第1章 生活排水処理の現状及び課題	12
第1節 生活排水処理の状況	
第2節 し尿・浄化槽汚泥収集・運搬の状況	
第3節 し尿・浄化槽汚泥処理・処分の状況	
第4節 生活排水処理の評価	
第5節 生活排水処理の課題	

第2章	生活排水処理基本計画	14
第1節	基本理念及び基本方針	
第2節	生活排水処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥排出量の見込み	
第3節	生活排水の処理計画	
第4節	し尿・浄化槽汚泥の処理計画	
第5節	その他関連計画	
第4編	その他	
第1節	廃棄物減量等推進審議会	
第2節	災害廃棄物対策	
第5編	資料編	

第1編 共通編

第1章 総論

第1節 計画策定の目的

湖北広域行政事務センター（以下「当センター」という。）は、長浜市及び米原市（以下「構成市」という。）で構成されており、計画対象区域である構成市の全域から排出される一般廃棄物の収集及び運搬並びに処理・処分を行っています。

当センターにおける「湖北広域行政事務センター 一般廃棄物処理基本計画 令和2年1月（以下「現計画」という。）」は、改訂から5年が経過しています。

この5年間には、令和元（2019）年12月に発生した新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、これを受けて緊急事態宣言が発出されるなど、経済活動や生活に大きな影響を与え、ごみの排出にも少なからず影響を与えました。

また、この間、表1-1-1に示すごみ減量等の取組を実施するとともに、一般廃棄物処理施設の老朽化等に伴う新施設の整備を進め、汚泥再生処理センターは令和7年10月に、熱回収施設及びリサイクル施設は令和10年4月にそれぞれ稼働開始を予定しています。

一方、国においては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が令和5年6月に変更され、「循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）」（以下「循環基本法」という。）に基づく「循環型社会形成推進基本計画」が令和6年8月に見直されました。

また、プラスチック製品の設計から販売、廃棄物の処理という全体の流れのなかで3R+Renewableを進めるための「プラスチック資源循環促進法」（令和4（2022）年4月）の施行など、循環型社会の形成に向けた動きが活発化しています。さらに2020年10月に国は2050年に温室効果ガス実質排出量ゼロにするカーボンニュートラルを目指ことを宣言しており、廃棄物処理においても脱炭素が求められています。

生活排水については、公共下水道の整備が進むにつれてし尿、浄化槽汚泥の処理量は減少しているものの、生活雑排水の処理ができていない世帯がわずかに残っており、水質保全の観点から、これら世帯への合併浄化槽の設置や公共下水道、農業集落排水施設への接続を啓発・指導していく必要があります。

以上のことから、廃棄物処理に関連する状況の変化等を踏まえ、長浜市及び米原市から排出されるごみ及び生活排水の処理についての現状を把握し、排出抑制や適正処理等に関する方向性を定めた一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）を策定するものです。

表 1-1-1 ごみ減量等への取り組み内容

時期	内容	目的
令和3年4月	粗大ごみとして出された羽毛布団のリサイクルを開始	焼却処理量、最終処分量の削減
7月	一般廃棄物搬入手数料の改定 (家庭ごみ:40円/10kg⇒80円/10kg、事業所ごみ:130円/10kg⇒190円/10kg)	ごみ排出量の削減、資源ごみ分別
8月	ごみ分別アプリの対応言語追加(中国語、ベトナム語を新たに追加し、適正排出や減量化の啓発ツールとして活用。)	適正排出や減量化の啓発
10月	落じん灰のリサイクル開始	最終処分量の削減
令和5年4月	湖北広域行政事務センター公式LINE導入(荒天時のごみ収集の中止などごみ処理に係る情報の提供)	情報提供サービスの向上、啓発等による市民の意識の向上
8月	可燃ごみや紙おむつ専用の収集用指定袋(家庭用・事業所用)にバイオマス原料25%配合したごみ袋を導入	市民・事業者の環境への意識向上
9月	環境省・経済産業省認定のリネットジャパンリサイクル(株)と小型家電リサイクル・宅配回収に関する協定を締結。(長浜市、米原市、センター、リネットジャパンリサイクル(株)の4者協定)	不燃ごみの排出抑制、リチウムイオン電池起因の火災防止
令和6年4月	リチウムイオン電池を含む小型家電製品の分別回収開始(「電池が取り外せない小型電子機器」は「資源ごみ(使用済み乾電池類)」として分別)	リチウムイオン電池を起因とした火災の防止
4月	クリーンプラントに搬入された粗大ごみ(木製家具類等)のリサイクル開始	焼却処理量、最終処分量の削減
4月	不燃ごみ収集用指定袋にバイオマス素材導入(全てのごみ指定袋をバイオマス原料配合素材)	石油資源の節約、二酸化炭素排出量の削減
令和7年1月	不用品査定依頼サイト「おいくら」や中古品等を地域内で譲渡できる「ジモティー」と連携協定を締結(構成市)	リユースの啓発・強化

第2節 計画の位置づけ

本計画は廃棄物処理法第6条に基づき策定するもので、計画的な廃棄物処理の推進を図るための基本的な方針を示したうえで廃棄物の排出抑制及び廃棄物の発生から最終処分までの適正な処理・処分を進めるために必要な基本的事項を定めたものです。

本計画の位置づけは図1-1-1に示すとおりであり、当センターにおける一般廃棄物処理の最上位計画であり、その内容は、廃棄物処理法第6条第2項に基づき、次に掲げる事項を定める必要があります。

- ・一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- ・一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- ・分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- ・一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- ・一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- ・その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

また、構成市の計画としては、「総合計画」や「環境基本計画」があり、これらに定められている一般廃棄物の処理に関する基本的な事項を踏まえるとともに、国や滋賀県が定める基本方針等にも配慮しています。

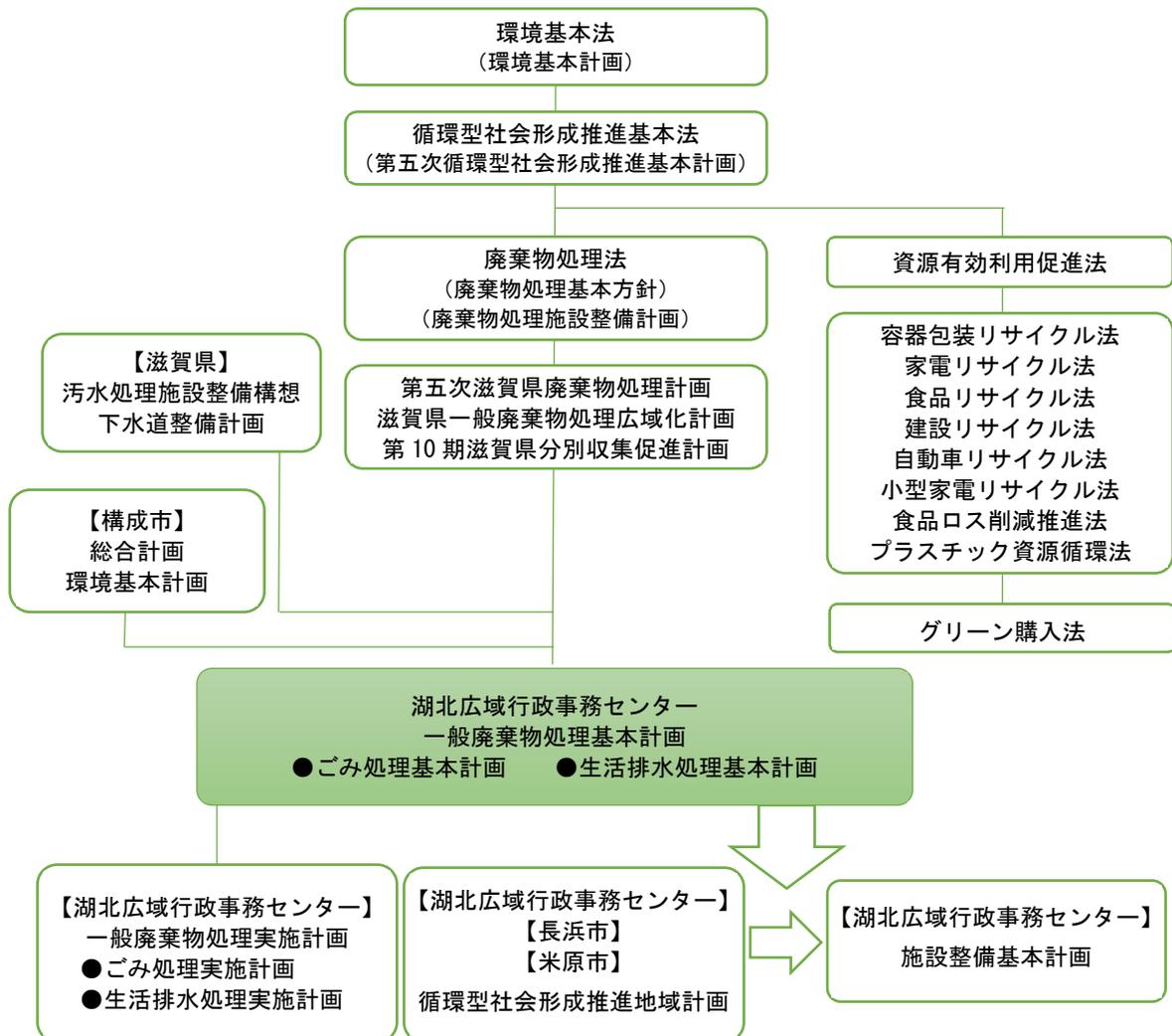


図 1-1-1 計画の位置づけ

(1) 国の関係計画

国では、令和6年8月に「循環型社会形成推進基本計画」を策定しており、この計画に基づく施策の推進により、「環境保全を前提とした循環型社会の形成とこれを通じた持続可能な社会の実現を目指す」としています。

この中で以下の5つの重点分野を示しており、重点分野3及び重点分野4では一般廃棄物に係る指標が示されています。

- 重点分野1 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
- 重点分野2 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- 重点分野3 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
- 重点分野4 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行
- 重点分野5 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

(2) 滋賀県の関係計画

滋賀県では、令和3年7月に、「第五次滋賀県廃棄物処理計画」を策定しており、この計画において、以下の基本方針及び数値目標を定めています。

- ・多様な主体との一層の連携・協働による総合的な取組の推進
- ・循環型社会の実現に向けた3R（リデュース・リユース・リサイクル）および環境負荷低減の取組の推進
- ・安全・安心な生活を支える廃棄物の適正処理の推進

第3節 計画の範囲

本計画の範囲は、構成市の行政区域全域（以下「圏域」という。）において発生する一般廃棄物（ごみ及び生活排水）を対象とします。

圏域で発生する一般廃棄物について、当センターと構成市は、図1-1-2に示すように適正な排出、収集運搬及び処理・処分の役割を共同で担っています。

本計画では、当センターの事務範囲である収集運搬、中間処理（し尿処理を含む）、資源化、最終処分についての計画を策定しますが、当センターの事業の円滑な推進のため、構成市との連携・調整を図り、発生・排出抑制計画についても策定します。

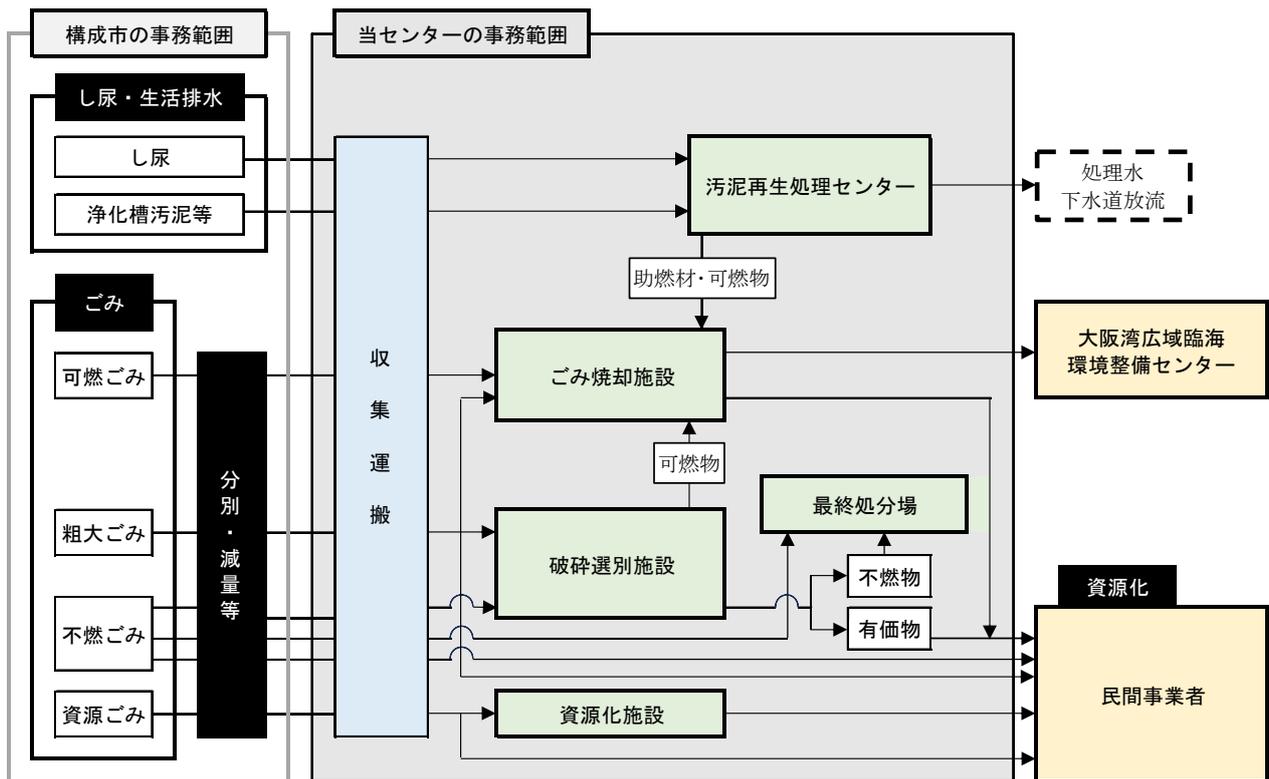


図 1-1-2 当センター及び構成市の役割分担（令和 7 年度）

第 4 節 計画目標年度

本計画の計画目標年度は図 1-1-3 に示すとおり令和 17 年度とします。なお、5 年後の令和 12 年度を中間目標年度としますが、計画の前提となる諸条件に大きな変化があった場合にも見直しを行います。

年度		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
計画期間	現計画	← 計画期間 →																
	本計画					▲ 中間目標年度					▲ 現計画目標年度	▼ 中間目標年度						▼ 目標年度
		← 計画期間 →																

図 1-1-3 計画目標年度

第2編 ごみ処理基本計画編

第1章 ごみ処理の現状及び課題

第1節 ごみ処理体制

第2節 ごみ処理の実績

第3節 ごみ処理の評価

(1) 現計画の数値目標との比較一覧

現計画の数値目標と令和5年度の実績を見ると、現時点で中間目標（令和6年度）を達成しているのは目標③の事業系ごみ排出量のみですが、ごみの減少傾向が継続していることを踏まえると、他の項目についても目標②を除いて中間目標値を達成できる見込みと評価しています。目標②の「一人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源ごみを除く）」については目標との差が大きく、中間目標の達成は困難な状況にあります。

引き続きごみ減量に向け、構成市と連携し、周知啓発に努めますが最終目標に向けたごみ減量化に繋がる施策の検討が必要です。

表 2-1-1 現計画の数値目標との比較

ごみ減量目標値		中間目標 (令和6年度)	最終目標 (令和11年度)	実績値 (令和5年度)	進捗 状況*	中間目標 との比較
目標 ①	一人1日当たりの ごみ総排出量	747g/人日	730g/人日	752g/人日	△	5g多い
目標 ②	一人1日当たりの家庭系ごみ 排出量(資源ごみを除く)	435g/人日	440g/人日	459g/人日	×	24g多い
目標 ③	事業系ごみ排出量	12,084 t/年	11,800 t/年	11,471 t/年	◎	613 t少ない
目標 ④	焼却処理量	34,770 t/年	34,400 t/年	35,410 t/年	△	640 t多い
目標 ⑤	最終処分量	92g/人日	82g/人日	95g/人日	△	3g多い

注) 目標②について、中間目標値よりも最終目標値が高くなっていますが、これは令和10年度の新施設稼働に伴いプラスチック製容器包装と発泡スチロールが資源ごみから可燃ごみに分別区分が変更になるため増加することとなっています。

*：進捗状況における評価は以下のとおりです。

- ◎：中間目標を達成（目標の105%以上）
- ：中間目標を達成（目標の100～105%）
- △：中間目標を未達成（目標の95%以上）
- ×

第4節 ごみ処理の課題

(1) ごみの発生・排出抑制に関する課題

過去5年間のごみ排出量について増減はあるものの家庭系ごみ原単位及び事業系ごみ共に圏域全体量としては減少の傾向を示しています（図2-1-1参照）。

しかし、現計画で掲げたごみ減量目標値については、令和5年度実績において事業系ごみ排出量以外は達成できていない状況にあります。

このことから、ごみを発生させないことや排出抑制など、より一層のごみの減量の取組みが必要です。

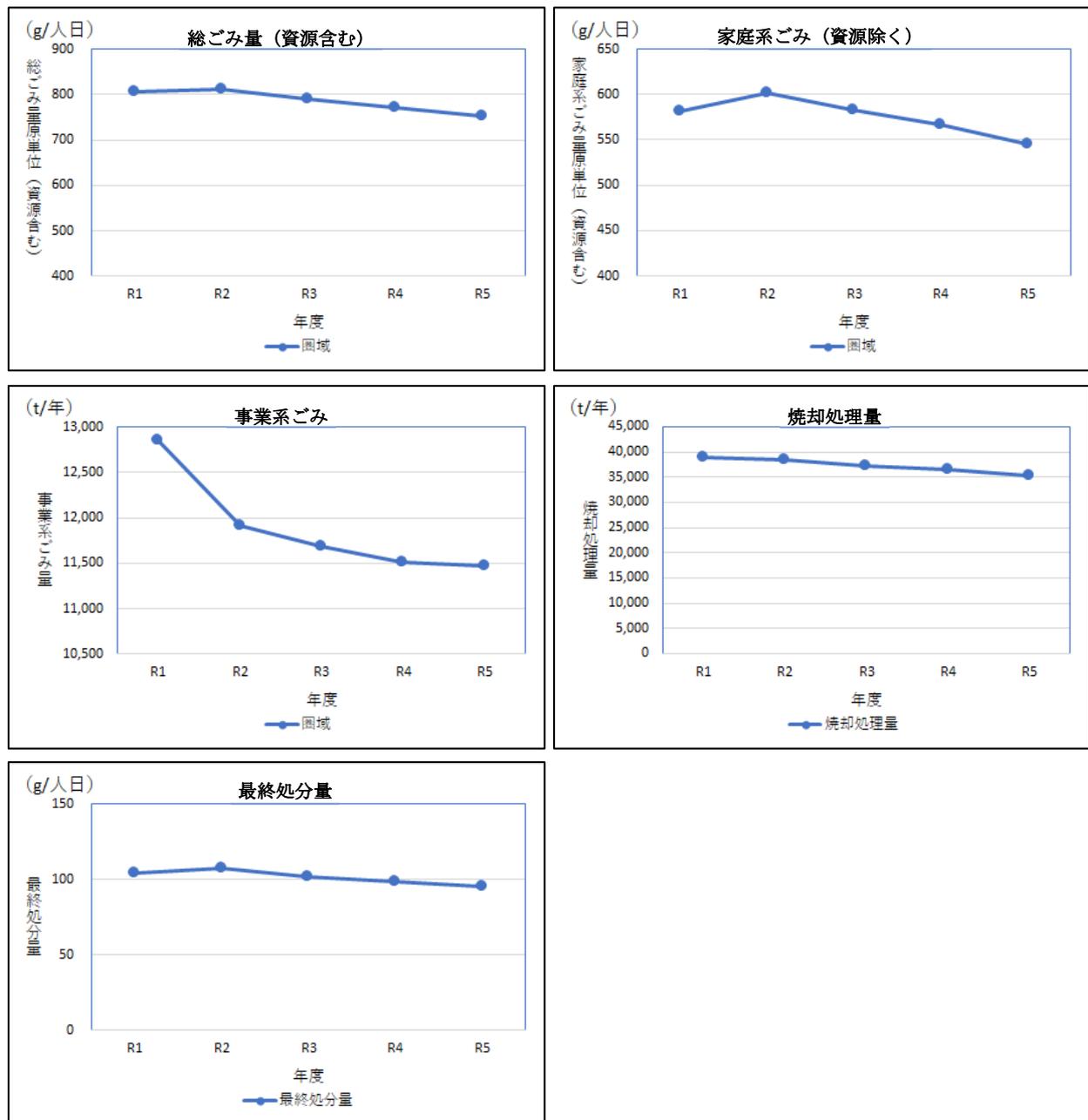


図2-1-1 ごみ排出量の推移

(2) ごみの収集運搬方法に関する課題

令和 10 年度の新施設の稼働開始に合わせて発泡スチロールとプラスチック製容器包装は可燃ごみとして焼却処理するため、分別区分が変更となります。

可燃ごみの収集量は減少傾向にあるため、現状の収集運搬体制で対応できるものと考えていますが新施設稼働後の収集実績を精査し、必要に応じて収集体制を見直していきます。

また、分別区分変更に伴う住民への周知を徹底することが必要となりますが、令和 9 年度までは現状の分別に応じた処理体制のため、適切な周知時期の検討が必要です。

(3) 資源回収等に関する課題

資源ごみの回収は、行政による資源ごみ収集をはじめ集団回収が主な回収ルートになっていましたが、店頭回収をされる事業者が増えるなど、回収ルートが多様化してきています。

住民に対しては行政による収集以外にもこのような店頭回収も利用できることを周知していくことが必要です。

一方、集団回収については、各活動に対する補助が縮小されたことなどが影響し、構成市において実績の把握が難しくなっている状況があります。

(4) 新ごみ処理施設に関する課題

令和 10 年 4 月からはクリスタルプラザとクリーンプラントに代わる新たなごみ処理施設として熱回収施設とリサイクル施設が稼働を開始します。

このうち、熱回収施設は積極的なエネルギー回収により発電を行い、リサイクル施設や先に稼働する汚泥再生処理センターに電力を供給する計画で、これらが一体となって機能することで一般廃棄物全体の効率的かつ適正な処理に資する計画です。

したがって、新ごみ処理施設は従来 of 衛生処理や公害防止のみならず、CO₂削減や持続可能な循環型社会の構築に寄与する複合施設となるため、その機能を健全に発揮し続けるための施設運営が必要となります。

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 基本理念及び基本方針

(1) 基本理念

地域の循環システムの構築

国の「第五次循環型社会形成推進計画～循環経済を国家戦略に～（令和6年8月）」では、「循環経済先進国として世界をリードしていくべき」として、循環型社会の形成に向けた政府全体の施策をまとめています。

また、滋賀県では、「第五次滋賀県廃棄物処理計画（令和3年7月）」を策定し、「循環型社会の形成をより一層進める」としています。

本計画では、これらの上位計画を踏まえるとともに地域の特性を生かした循環型社会を念頭に「地域の循環システムの構築」を基本理念とします。

(2) 基本方針

基本方針1

・リフューズ、リデュース、リユースの強化・推進

ごみの減量に向けて、これまでは3R（リデュース、リユース、リサイクル）のうち、2Rとしてリデュース（発生・排出抑制）とリユース（再使用）を強化してきました。本計画では、更なる減量化を推進するうえで、これらに加えてリフューズ（発生回避）と言われる「ごみとなるものを買わない・もらわない」（そもそも発生させない）という概念を追加するものとします。

これにより、これまでの3Rにリフューズを加えた4Rとし、なかでも、「リデュース」、「リユース」と「リフューズ」を強化・推進します。

基本方針2

・各主体（市民・事業者・行政）の連携・協働

ごみの排出から再利用や最終処分に至るまでのすべての段階でかかわる「市民・事業者・行政」それぞれの連携・協働体系の強化を目指します。

基本方針3

・新施設の適切な運転管理の実施

熱回収施設及びリサイクル施設の運転管理はBTO方式により、施設の整備・運営事業を受注した企業グループによって設立された特別目的会社（湖北ハイトラスト株式会社）によって行われます。

したがって、当センターとしては、この事業の発注者として、施設の健全性を維持する保守・点検と適切な維持管理が確実に行われるよう、施設の運転管理状況の継続的なモニタリングを実施します。

第2節 ごみ排出量及び処理量の見込み

(1) ごみ排出量及び処理量の予測

(2) 目標の設定

本計画では、第五次循環型社会形成推進基本計画及び第五次滋賀県廃棄物処理計画並びに構成市の環境基本計画を踏まえ、ごみの「発生回避」を第一に掲げ、次いで「排出抑制」、「再使用」を進める計画としています。

また、令和10年度に稼働を開始する新施設における適正処理を進めることとして、令和17年度を目標年次とした指標を設定しました。

①国の数値目標

第五次循環型社会形成推進基本計画では、表2-2-1に示すとおり数値目標が示されています。

表2-2-1 国における数値目標

指標	目標 2030 (R12) 年度
一人1日当たりの焼却量	約580g/人日
最終処分場の残余容量・残余年数	22年分を維持

②滋賀県の削減目標

第五次滋賀県廃棄物処理計画では、削減目標を表2-2-2に示すとおり示しています。

表2-2-2 滋賀県における数値目標

目標項目	単位	実績値		削減目標
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	R7年度 (2025)
一人1日当たりごみ排出量 (対R1年度)	g/人日	834	837	804 (96.1% (3.9%減))
一人1日当たり最終処分量 (対R1年度)	g/人日	84	84	82 (97.6% (2.4%減))

③目標値の設定

目標項目については、現計画の項目を継続して設定します。

数値目標は表 2-2-3 に示すとおりとします。

表 2-2-3 数値目標（案）

目標項目		単位	目標年度	現状施策の推進を維持した場合の予測結果	ごみ減量目標値（案）	備考（R5 実績）	現計画中間目標値（R6 年度）
指標 1	一人 1 日当たりのごみ総排出量	g/人日	R12	712	709	752	747
			R17	684	678		
指標 2	一人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみを除く）	g/人日	R12	443	441	459	435
			R17	417	413		
指標 3	事業系ごみ排出量	t/年	R12	10,827	10,789	11,471	12,084
			R17	10,564	10,500		
指標 4	焼却処理量	t/年	R12	32,835	32,719	35,410	34,770
			R17	30,768	30,514		
指標 5	最終処分量	g/人日	R12	82	82	95	92
			R17	78	77		

注）指標 2 のごみ減量目標値（案）の令和 12 年度の目標値は現計画の目標値（令和 6 年度）よりも大きくなっているが、これは新施設の稼働開始（令和 10 年度）から分別区分が変更（発泡スチロール及び容器包装プラスチックが資源ごみから可燃ごみに変更）になっていることにより、増加する結果となっています。

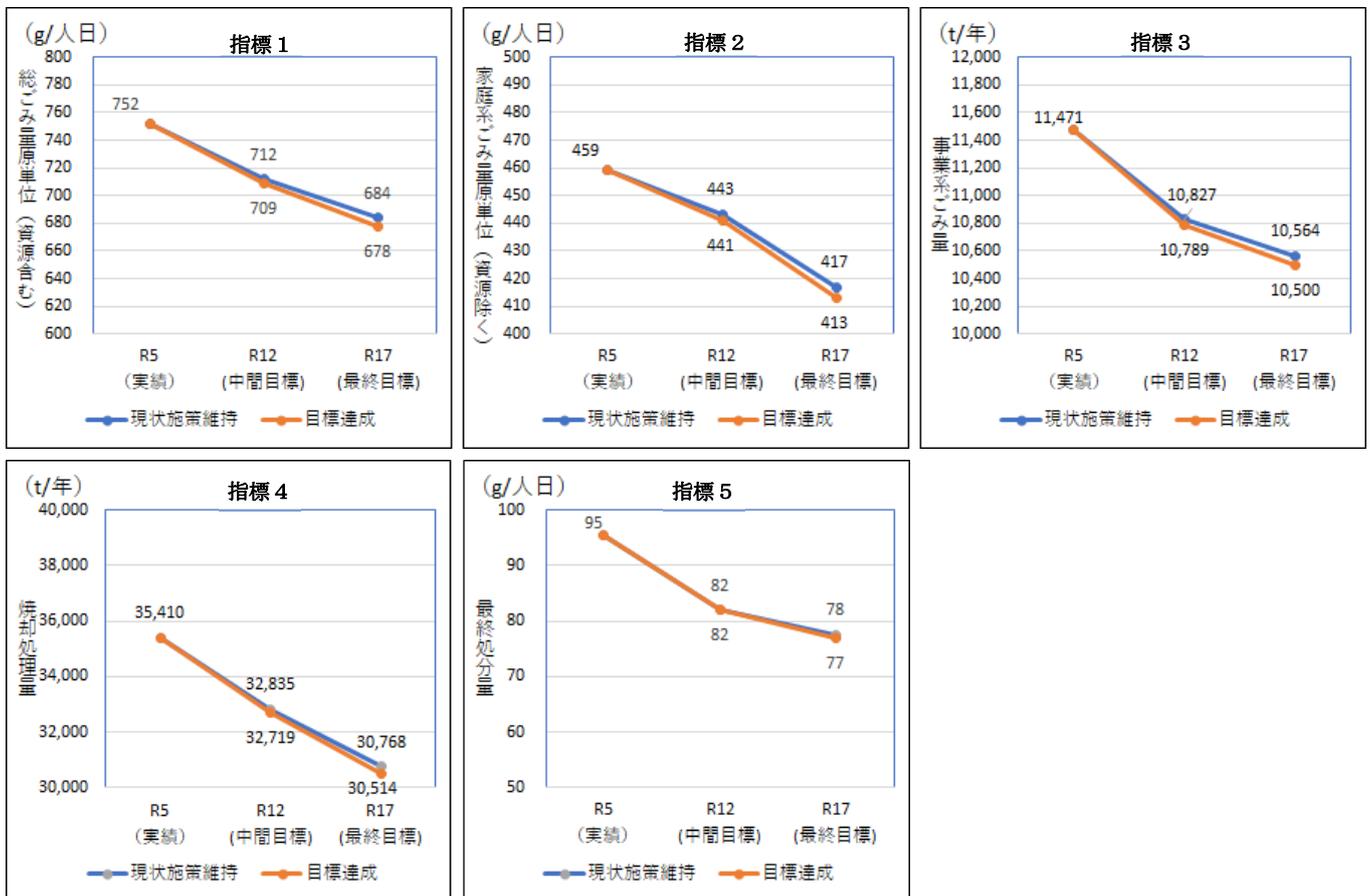


図 2-2-1 ごみ排出量の推移

第3編 生活排水処理基本計画編

第1章 生活排水処理の現状及び課題

第1節 生活排水処理の状況

第2節 し尿・浄化槽汚泥収集・運搬の状況

第3節 し尿・浄化槽汚泥処理・処分の状況

第4節 生活排水処理の評価（一部）

(1) 現計画の数値目標との比較一覧

現計画の数値目標と令和5年度の実績を見ると、現時点で中間目標（令和6年度）を達成しています。また、令和11年度の目標値についても概ね達成できるものと考えられます。

今後も水環境や生活環境保全の面から引き続き生活排水の処理率の向上を推進します。

表 3-1-1 現計画の数値目標との比較

生活排水処理の目標項目		中間目標 (令和6年度)	目標 (令和11年度)	実績値 (令和5年度)
目標	水洗化・生活雑排水処理率	95.9%	96.6%	96.5%

第5節 生活排水処理の課題

(1) 生活雑排水の処理に関する課題

圏域内におけるし尿の自家処理人口はありませんが、生活雑排水の未処理（し尿収集及び単独処理浄化槽）人口が約3.5%残っています。

また、表 3-1-2 に下水道の整備状況を示していますが、下水道の整備は米原市では全て終了し、長浜市においても98.7%が終了しており、圏域における下水道の整備は概ね終了している状況です。

しかし、下水道に接続している割合を示す水洗化率を見ると、長浜市、米原市共に95%程度となっており、整備済み区域においても、わずかに未接続の人口が残っています。

同様に農業集落排水施設の水洗化率についても令和5年度実績では長浜市で97.6%、米原市で94.0%となっており、これにもわずかに未接続の人口が残っています。

以上のような状況から、下水道や農業集落排水施設の整備対象地域については、それら施設への接続を、それ以外の地域については合併浄化槽の設置をそれぞれ徹底する必要があります。

表 3-1-2 下水道の整備状況（令和 5 年度）

（令和 5 年度末現在）

区分	下水道					農業集落排水施設		
	処理区域面積 (ha)		処理区域内 人口（人）	水洗化人口（人）		処理区域内 人口（人）	水洗化人口（人）	
		整備率			水洗化率			水洗化率
長浜市	3,920.40	98.7%	97,014	92,153	95.0%	16,045	15,663	97.6%
米原市	1,777.45	100.0%	34,103	32,524	95.4%	3,083	2,898	94.0%
圏域合計	5,697.85	99.1%	131,117	124,677	95.1%	19,128	18,561	97.0%

(2) 汚泥再生処理センターに関する課題

新たに整備した汚泥再生処理センターでは、し尿及び浄化槽汚泥の処理により発生する汚泥を高効率に脱水し、これを助燃材として新ごみ焼却施設（熱回収施設）でエネルギー回収の補助燃料として利用する計画です。

このシステムにより、熱回収施設において積極的な発電を行い、CO₂の削減に寄与します。

したがって、汚泥再生処理センターは、従来の水環境保全のための高度な水処理と同時にエネルギー回収も行う複合施設であるため、その機能を健全に発揮し続けるための施設運営が必要になります。

第2章 生活排水処理基本計画

第1節 基本理念及び基本方針

(1) 基本理念

琵琶湖を中心とした水環境と市民の生活環境の保全を目指して

滋賀県では、「滋賀県汚水処理施設整備構想 2016」や「第五次滋賀県廃棄物処理計画」の中で、生活排水の適正処理を図るため、計画的な下水道や浄化槽などの汚水処理施設の整備を市町等と連携しながら引き続き進めていくこととしています。

公共水域の保全を確保することや県民の生活環境の保全を図ることを目的として生活排水を適切に処理する必要があります。

本計画では、これらの上位計画を踏まえるとともに水環境や生活環境の保全を念頭に基本理念を「琵琶湖を中心とした水環境と市民の生活環境の保全を目指して」とします。

(2) 基本方針

基本方針 1

・生活雑排水処理の促進

構成市が推進する合併処理浄化槽への転換（下水道や農業集落排水施設の整備区域以外の地域）及び下水道や農業集落排水施設への早期接続（下水道や農業集落排水施設の整備区域の未接続世帯）を促すための啓発・指導に協力します。

基本方針 2

・汚泥再生処理センターの適切な運転管理の実施

汚泥再生処理センターの運転管理はBTO方式により、施設の整備・運営事業を受注した企業グループによって設立された特別目的会社（湖北ハイトラスト株式会社）によって行われます。

したがって、当センターとしては、この事業の発注者として、施設の健全性を維持する保守・点検と適切な維持管理が確実に行われるよう、施設の運転管理状況の継続的なモニタリングを実施します。

第2節 生活排水処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥排出量の見込み

第3節 生活排水の処理計画

(1) 処理の目標

「滋賀県汚水処理施設整備構想 2016」では、令和 27 年度に生活雑排水の未処理世帯 0 を目標としています。

本計画においては滋賀県の目標を踏襲し、令和 27 年度の生活排水処理率を 100%とします。

①目標項目

目標項目については、「水洗化・生活雑排水処理率」として設定します。

②目標値の設定

数値目標は表 3-2-1 に示すとおり令和 17 年度に 98.5%とします。

この値は、現状の水洗化・生活雑排水処理率（96.5%）から滋賀県の目標を踏襲した「令和 27 年度：生活雑排水処理率を 100%」まで直線的に補完して、本計画の目標年度（令和 17 年度）について定めています。

表 3-2-1 数値目標（案）

項目	目標年度	目標値（案） （令和 17 年度）	備考 （R5 実績）	現計画 中間目標値 （R6 年度）
水洗化・生活雑排水処理率	R12	97.7%	96.5%	95.9%
	R17	98.5%		